



産業廃棄物処理施設変更許可証

令和6年10月4日

住 氏 所 宮城県黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢5番地
 名 公益財団法人宮城県環境事業公社
 理事長 後藤 康宏

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日	令和6年10月4日	許可番号	10-14-2
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種別：管理型最終処分場（廃棄物処理法施行令第7条第14号ハ） 処理する産業廃棄物の種類 産業廃棄物：燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、家畜ふん尿、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの 以上16種類 （これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。以下余白） 特別管理産業廃棄物：別表のとおり。		
設置場所	宮城県黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢5番地1、1番地、2番地、3番地、11番地2、11番地3、11番地4、11番地5、76番地、77番地、78番地、79番地、83番地1、鶴巣小鶴沢字金堰38番地2、44番地2、50番地3、51番地2、52番地、53番地、鶴巣小鶴沢字柳沢42番地1、42番地3、40番地1、40番地3、黒川郡大郷町東成田字板谷西山2番地6、2番地7、42番地、43番地		
処理能力	埋立面積 614,280平方メートル 埋立容量 10,944,000立方メートル		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物	特定有害産業廃棄物							取扱
令2の4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類)								×
令2の4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2.0以下のもの)								×
令2の4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 12.5以上のもの)								×
令2の4第4号	感染性産業廃棄物								×
令2の4第5号	イ 廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等								×
	ロ ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物								×
	ハ ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物								×
	ニ 廃水銀等								×
	ホ 指定下水汚泥								×
	ト 廃石綿等								○
		廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
		有害物質名							
		水銀又はその化合物	-	×	-	×	×	×	×
		カドミウム又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
		鉛又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
		有機燐化合物	-	×	-	×	×	-	-
		六価クロム化合物	×	×	-	×	×	×	×
		砒素又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
		シアン化合物	-	×	-	×	×	-	-
		PCB	-	×	-	×	×	-	-
		トリクロロエチレン	-	×	×	×	×	-	-
		テトラクロロエチレン	-	×	×	×	×	-	-
		ジクロロメタン	-	×	×	×	×	-	-
		四塩化炭素	-	×	×	×	×	-	-
		1・2-ジクロロエタン	-	×	×	×	×	-	-
		1・1-ジクロロエチレン	-	×	×	×	×	-	-
		シス-1・2-ジクロロエチレン	-	×	×	×	×	-	-
		1・1・1-トリクロロエタン	-	×	×	×	×	-	-
		1・1・2-トリクロロエタン	-	×	×	×	×	-	-
		1・3-ジクロロプロペン	-	×	×	×	×	-	-
		チウラム	-	×	-	×	×	-	-
		シマジン	-	×	-	×	×	-	-
		チオベンカルブ	-	×	-	×	×	-	-
		ベンゼン	-	×	×	×	×	-	-
		セレン又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
		1・4-ジオキサン	-	×	×	×	×	-	×
	ダイオキシン類	×	×	-	×	×	-	×	
令2の4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)								×
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)								×
令2の4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)								×
令2の4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)								×
令2の4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)								×
令2の4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)								×
備考									

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの



一般廃棄物処理施設変更許可証

令和 6 年 10 月 4 日

住 所 宮城県黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢 5 番地
氏 名 公益財団法人宮城県環境事業公社
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕 理事長 後藤 康宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日	令和 6 年 10 月 4 日	許可番号	第 107 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	施設の種類 最終処分場 処理する一般廃棄物の種類 不燃性一般廃棄物 可燃性一般廃棄物 し尿処理施設汚泥 焼却炉燃え殻		
設置場所	黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢 5 番地 1、1 番地、2 番地、3 番地、11 番地 2、11 番地 3、11 番地 4、11 番地 5、76 番地、77 番地、78 番地、79 番地、83 番地 1、鶴巣小鶴沢字金堰 38 番地 2、44 番地 2、50 番地 3、51 番地 2、52 番地、53 番地、鶴巣小鶴沢字柳沢 42 番地 1、42 番地 3、40 番地 1、40 番地 3、黒川郡大郷町東成田字板谷西山 2 番地 6、2 番地 7、42 番地、43 番地		
処理能力	埋立面積：614, 280 平方メートル 埋立容量：10, 944, 000 立方メートル		
許可の条件	なし		
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たつては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があつた場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		